

社会福祉法人桐生療育双葉会役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人桐生療育双葉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

（報酬の支給）

第2条 役員（理事及び監事）の報酬は、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員を除く役員に対して、役員報酬のみを支給するものとする。

（役員（理事及び監事）の報酬の総額）

第3条 役員（理事及び監事）の報酬の総額は、70万円とする。

（役員（理事及び監事）の報酬の額）

第4条 役員（理事及び監事）の報酬の額は、役員1人当たり年額6万円とする。

（役員（理事及び監事）の報酬の支給方法）

第5条 前条の報酬の支給は、年2回の支給とし、その半額を当該年度の9月と3月の職員給与支給日に振り込みにより支給するものとする。

（評議員の報酬の額）

第6条 評議員の報酬は、評議員1人当たり年額2万円とする。

（評議員の報酬の支給方法）

第7条 前条の報酬の支給は、毎年度、各評議員が最初に出席した評議員会開催の翌月の職員給与支給日にその全額を振り込みにより支給するものとする。

（報酬の月割計算）

第8条 新たに役員に就任した者には、その月から報酬を支給する。
2 役員が退任し、又は解任された場合は、前月までの報酬を支給する。

（費用弁償）

第9条 役員等が、職務のために出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）その実費相当額を別途支払うことができる。

（公表）

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号

に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、評議員会決議の日（平成29年6月26日）から施行する。
- 2 社会福祉法人桐生療育双葉会役員及び評議員の報酬等に関する規程（平成20年4月1日施行）は、廃止する。